

# ○● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター（5月16日第800号）

---

1. 京都府警察本部からのお知らせ
    - ・投資をしている方！これって詐欺？チェックポイント
    - ・悪質な訪問業者に注意！
  2. 国民生活センターからのお知らせ
    - ・警察を名乗る電話に注意！
- 

## 1. 京都府警察本部からのお知らせ

### (1) 投資をしている方！これって詐欺？チェックポイント

1つでも当てはまればすぐに警察に相談してください！詐欺の可能性大です！

- 投資を勧めてきたのはSNSで知り合った人である
- SNSで知り合った人から指示されてインストールした投資用のアプリでは、利益がたくさん出ている
- 投資金の振込先として指定された口座が、個人名義であったり、投資とは無関係な法人名義である
- 振込先の口座名義が毎回異なる
- 暗号資産を購入して送金するよう言われた

【今年3月末までの京都府内でのSNS型投資・ロマンス詐欺の被害（暫定値）】

18件、約1億2500万円

京都府警察本部生活安全企画課・京すぐメールを参考に作成

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/862519>

### (2) 悪質な訪問業者に注意！

突然の訪問を受けた時は、安易に自宅に入れない、その場では点検させない、契約をしないように注意してください。また、業者にポロっと答えた内容が個人情報として犯罪グループに共有されるかもしれません。不審な電話や訪問があれば、すぐ110番通報！

契約トラブルで困ったときは、075-451-9449（悪質商法110番）へ

#### <悪質なリフォーム事犯>

リフォーム業者等が突然訪問して、「無料点検」を持ちかけるなどして、故意に瓦を壊したりした上で、不要な工事契約を結ぼうとします。

#### <悪質な訪問購入事犯>

不用品買取業者等が突然訪問して、不用品の無料回収や買取りをもちかけ、貴金属やブランド品などを安価で強引に買い取ろうとします。

## <契約前のチェックリスト>

### 【基本的なこと】

- 何をいくつ買うか、どのようなサービスを受けるのか明確ですか？
- 代金はいくらですか？ほかに今後支払う費用はないですか？
- 分割払いの場合、支払総額と支払い回数・期間を把握していますか？
- 口頭での説明や約束事は、契約書に書いてありますか？
- 解約についての契約条項はありますか？
- 違約金や損害賠償などの条件を確認しましたか？
- 事業者の名前、住所、電話番号、代表者名は確認しましたか？

### 【長期間にわたる契約の場合】

- 契約を最後まで、無理なく続けられますか？
- 中途解約ができる契約ですか？
- 支払総額や契約期間などの内容を理解していますか？

### 【投資や利殖目的の契約の場合】

- 利益や損失が出る仕組みを理解していますか？
- 「絶対に儲かる」などと言われていませんか？

### 【もう一度よく考えて！】

- 本当に今必要な商品・サービスですか？
- 家族や知人、悪質商法 110 番（075-451-9449）や消費生活センター（188）等に相談しなくて大丈夫ですか？



## 3. 国民生活センターからのお知らせ

警察を名乗る電話に注意！

[https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen510.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen510.html)

=====  
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。  
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。  
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

（事務局：京都府消費生活安全センター）

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

**★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★★**

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。  
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

